

会議の名称 令和2年12月定例教育委員会
日 時 令和2年12月4日(金)
午前9時から午前11時31分まで
場 所 西庁舎3階 講義室

出席者

教育長	大澤孝明
委員	羽根しげ子
委員	細川修
委員	安藤京子
委員	川上雅也
事務局	
教育部次長	山端剛史
教育総務課長	貝沼圭子
指導室長	水野和幸
生涯学習課長	水野徳泰
生涯学習課補佐 (スポーツ担当)	山田克仁
文化の家事務局長	靱山勝人
中央図書館長	二之部香奈子
給食センター所長	加藤哲
みどりの推進課主幹 (平成こども塾担当)	青山均
教育総務課施設係長	日置桂敬
教育総務課庶務教育係長	久保田順子

傍聴者

0人

会議の公開・非公開

一部非公開

審議の概要

1 決定承認事項

なし

2 報告事項

- (1) 後援・推薦名義専決処分の一括報告
- (2) 教育委員会及び関係各課からの報告

3 決定承認及び報告事項【非公開】

要保護・準要保護の認定

4 その他

議事録署名者

安藤委員

議事録

教育長

令和2年12月定例教育委員会を始めます。

今週、コロナウイルス感染症のため初めて2日間の休校措置をした学校がありました。各校と教育委員会で連携して対応しましたが、初めての対応で、マニュアルどおりにいかない部分もありました。前日の夜遅い時間に判明したため、休校当日の午前7時から教育総務課に集合、待機をしておりました。それでも、対応として時間的に遅かったと感じています。集合時間を早めることも含め、様々なことを検証することができましたので、今後活かしていきたいと思えます。1日目の午後7時から2時間程度、業者による消毒作業を実施しました。翌日に現場確認をした際、校長、教頭からは、非常に丁寧に作業が行われたと聞きました。保護者も、業者による消毒作業が行われたと分かれば安心されると思えます。昨日から通常どおり子どもたちは登校しています。どの学校においても、今後、コロナウイルス感染症による休校措置の可能性は想定されます。学校現場及び関係機関には各学校の取組を、ケーブルテレビや新聞等に工夫して情報発信していくよう依頼しました。11月20日には中日新聞なごや東版に、北小学校児童が平成こども塾でたき火で焼き芋づくりをしたことが大きく取り上げられました。今年度はコロナ禍で各校特色ある活動が制限されましたが、少しでも多くの取組を紹介することで学校の見える化が進み、学校の敷居が低くなり、地域の方に応援していただけることを願います。

11月19日、教育委員と上郷保育園を視察しました。保育園での自園調理は大変驚きました。施設は木の温もりを感じ、園児も気持ちよく生活している印象を受けました。その後、東小を訪れ授業を見学し、最後にNハウスを訪問しました。不登校児童生徒は増加しているように思いました。今後は受け入れ先の拡大も念頭に考えないといけないと思えます。

本日の議事録署名者は、安藤委員にお願いします。

今月は決定承認事項はありませんので、報告事項からになります。後援・推薦名義専決処分の一括報告も今月はありませんので教育委員会及び関係各課からの報告です。

最初にみどりの推進課平成こども塾から説明をお願いします。

(資料1に沿って説明を行う。)

- 委員 プレーパーク講演会の参加者には、今後どのようなアプローチをしていくのですか。
- 事務局 参加者から率先してプレーパークの立ち上げに携わりたい、という話しは聞いてません。機会があれば参加したいものの自分が主体になって活動したいという方はいませんでした。
- 委員 参加者は主にお子様をお持ちの方ですか。
- 事務局 そのとおりです。
- 委員 プレーパークは、無料で行う事業と参加者の方に費用を負担いただく事業を併せて実施することはできませんか。
- 事務局 本年度はプレーパーク事業に4万円ほどの予算が必要でした。20名の想定として、1人あたり2,000円の参加料をいただく必要があります。
- 委員 お金を払ってでも参加したくなるような魅力的な事業が実施できると良いと思います。参加した人が得るものがある取組になれば、またプレーパークに対する関心が広がっていくと思います。
- 事務局 参加料の徴収も検討しますが、プレーパークに興味を持つ方が見つからない中で取組を進めることに難しさを感じます。
- 委員 子育て世代の方は、自分の子どもが成長していくと新しい視点を持つようになると思います。同じ人がずっと中心であり続けることは困難だと思います。
- 事務局 てんぱくプレーパークに視察に行った際にも、大変熱意のある方がいて、その方の存在感に周りの人たちも惹きつけられているようでした。施設を新しく立ち上げる際にどのようなプログラムを組み込んでいくか検討している中で、公共機関がバックアップを行う環境も整ってました。平成こども塾のサポート隊員のような熱意を持った人たちが設立当初から携わっていることで、取組を継続している強みがありますので、仕組みづくりからの検討が必要と考えています。
- 委員 民間委託を始め、新しい手法の導入も検討すると良いと思います。参加費を徴収すると参加意識が高まり、キャンセル等も減ると思います。
- 委員 11月の報告事項の学校連携プログラムにおいて、特別支援学級だけ新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止となったのはどのような意図があったのですか。
- 事務局 学校側から希望があれば、日程調整のうえ受け入れる態勢は整えています。学校も新型コロナウイルス感染症により学期の始まりが従来より遅くなり、授業時間の確保に苦慮する中での対応となっています。
- 委員 障がい者施設では、一般的な基準より厳しい対応をしているため、特別支援学級の対応が通常学級よりも慎重であることは理解できま

- す。
- 教育長 他にご意見等なければ、続いて文化の家からお願いします。
(資料2に沿って説明を行う。)
- 委員 愛知県からの公演開催依頼について、小学校では現在、様々な芸術鑑賞等が中止になり、コロナ禍の前から劇団も減少している現状から保護者もどのように芸術に触れる時間を補うのかとの声を聞きますので、開催をお願いしたいです。予算の問題がありますか。
- 事務局 公演については愛知県の予算で対応できると思います。小中学校から文化の家への移動手段は検討が必要です。近い学校は徒歩で移動できますが、それ以外はバスの借り上げ等が想定されます。また、全校を受け入れることはキャパシティ上困難ですので、限定的な実施になります。文化の家では小学校6校のうち希望校を対象に芸術体験を行う公演を実施しています。
- 委員 芸術体験は総合的な学習の時間に実施しますか。
- 教育長 そのとおりです。
- 委員 今年度、総合的な学習の時間は確保できるのでしょうか。
- 教育長 教育課程が2か月遅れています、工夫しながら取り組んでいますので、全校とも全く実施できないとの声はありません。
- 委員 芸術家の方に話を聞くと、コンサート等活動の場がなく、生活が大変厳しいとの声を耳にします。何か支援できると良いのですが、個人では困難な現状です。
- 事務局 国では、給付金という形で支援をしているのですが、芸術家の方が給付金制度を認知していないのが現状です。
- 委員 法人でなく個人が多いので、周知が行き届かないという状態ですね。
- 委員 コロナウイルス感染症の第三波が到来している中、次年度はどのような想定をしていますか。有料の催しを実施しなければ、芸術家の方の生計の見通しが立たないように思いますし、客席を半数にして運営するなどの対応も含めて動きが必要であると思いますが、どのように考えてますか。
- 事務局 今年度実施ができなかった事業については、有料公演も含め、いずれもそのまま次年度に繰り越す予定です。
- 委員 事業を繰り越すことは対応として簡単だと思いますが、繰り越してしまうと発表の場が無いままです。客席が半数であっても、発表できる場が存在すると、現状から一歩進めるように思うので、今年度1月から3月までも視野にどのように対応していくかが大切だと思います。
- 事務局 緊急事態宣言が発令されない限りは実施していく予定です。
- 委員 子どもに対してだけでなく、一般市民に対しても動きを示していただけると良いと思います。

教育長 他にご意見等なければ、続いて中央図書館からお願いします。
(資料3に沿って説明を行う。)

委員 読み聞かせボランティアの育成について、中止の連絡がありましたが、その後の展開はどうですか。

事務局 ボランティアの育成は、読み聞かせができなくても勉強会や練習を開始したいと考えてますので、どうやって実現していくか、指導をお願いしている先生のご意見をいただくために連絡を取っています。

委員 ボランティア団体の立ち上げは実現できそうですか。

事務局 本年度の立ち上げは難しい現状です。当初は、大学の先生に図書館に来館いただき、色々とアドバイスをいただく計画を進めておりましたが、来館いただくことができずにメールだけのやり取りになってしまっています。アドバイスをいただきつつ、新しいボランティアの方の勉強会等に結びつけることを検討しています。

委員 実現のためには、あとどのくらいの段階をクリアしていくことが必要ですか。

事務局 先生からのアドバイスの機会が2回ほど残っています。その後、ボランティアの皆さんとどのような形で勉強会等を実施していくか打ち合わせをすることが必要です。勉強会の実施のためには定期開催の曜日及び時間帯、会場等を決定しなくてははいけません。打ち合わせに際してはコロナ禍であるので密にならないための配慮も必要になります。そうしたことを考慮しながら取組を進めていこうと考えていますが、現状では先生とのメールのやり取りに止まっているところです。

委員 ボランティアの方々がこの先の展望がどうなるのか心配しているとの声を聞いています。今後の方向性について文書や電話等で教えていただけるとよいと思います。今、保護者の方たちはコロナの影響で学校でも読み聞かせを行う場がなくなっています。読み聞かせについて熱心に勉強されている方も多いので発表の場がほしいですし、ボランティア申し込み後に図書館から連絡がない状態ですので、ボランティアの方との連携もお願いしたいと思います。

事務局 連携は続けていけるように考えています。

委員 図書館はオンラインの使用はしていないのでしょうか。

事務局 今のところ実施はしていません。

委員 コロナウイルス感染症の収束を待っては、どんどん取組が遅れてしまいます。社会の状況や対応の変化に目を向けると、どうなるか分からないコロナ禍においても取組を進められるように感じます。

事務局 You Tube で読み聞かせの動画を配信している図書館があると把握しています。絵本の読み聞かせは、その絵を見せることに著作権上の問題が発生します。そのことについて調べているところでもあります

が、原則として読み聞かせを行う絵本の出版社へ確認を行い、許可をいただく必要があります。コロナ禍において、児童出版社は一部の絵本の動画での読み聞かせ配信を許可しています。しかしその数は多くなく、それだけで読み聞かせを構成することは困難でした。現在、著作権の問題がクリアできている本がどれくらいあるか調べているところです。

委員 ビジネスでなく、図書館や教育の現場では公益の活動なのでアクションを起こせば作品の権利者から理解をいただき、許可されることもあると思います。また、著作権問題にならないオリジナルの絵本を作るなど、色々な方法が想定できますので、コロナ禍でまもなく1年が経過する中で停滞することなく一歩踏み出した考え方を持っていたいただければと思います。

委員 ICシステム導入は順調に実施できますか。

事務局 開架の閲覧室及び地下の閉架書庫共に10月から開始し、開架の書籍はほぼ完了しています。しかし、通常約2万冊が貸出中の状態になりますので、現在は返却された本を中心にICチップの導入作業をしています。地下の閉架書庫については、開架以上に冊数が多いので主体的に導入を進めています。

教育長 他にご意見等なければ、続いて給食センターからお願いします。
(資料4に沿って説明を行う。)

委員 先日、教育長と給食センターを訪問し、栄養士と話をしましたので共有します。子どもたちにおいしい給食を食べさせたいという、栄養士の気持ちがよくわかりました。誤食のあったしろごまつくねについて、冷凍で保存していた実物を見せていただいたところ、ごまは目に見える状態でした。子どもたちにも担当の教員にもごまの認識ができるものであるはずなのに誤食が起こったのはなぜかということについても現状を説明いただきました。アレルギーに関する誤食は、ごく当たり前に思える場面でも発生します。今回もその子どもは自分のおかずを家庭から持参し、担任の教員もそれを子どもに渡していましたが、通常の給食が配膳されたことを確認できなかったなど、色々な要因がありました。栄養士が献立を作成する際に、食品群の食材使用目標値が設定されているため、それを達成する必要があり、それは市単独で実施できることではなく、国や県からの指示に見合ったものにしていかなくてはならないことが分かりました。その中で、何か方法はないか、情報を収集し、提案したいと思います。しろごまつくねの誤食においても、担任の教員は青ざめてしまったと聞いておりますので、教員の皆様にそのような思いをさせない献立作りを栄養士に提案しました。おいしい給食を食べさせたいという栄養士の気持ちはよくわかりますが、安心安全であるこ

と、その一食が児童生徒の将来にとってどのようなものになるか、今一度、食育の原点に立ち戻って一緒に勉強していきたいと思いました。

委員 食材を納めている人の名前が献立表に掲載されていますがどのような意図があるのですか。

事務局 地産地消において、一食あたり1円の補助金を市から出されていません。地元の野菜を出来る限り使用していることもあり、地元の野菜を使用した際に生産者を紹介しています。

教育長 他にご意見等なければ、続いて生涯学習課からお願いします。
(資料5に沿って説明を行う。)

委員 スポーツ協会がスポーツ利用を行う際に学校開放の予約が中々取れないという声を聞いています。名古屋市が公共体育施設の利用制限をしていることも影響しているのかもしれませんが、現状はいかがでしょうか。

事務局 学校開放については、長久手市に在住、在勤、在学の方による団体が団体登録を行ったうえで利用しています。
杵ヶ池体育館も同様に予約を取ることが難しいとの声をいただいています。平日は空きがあるのですが、利用者の希望が土日に重なることもあり、利用倍率も高まってしまっている現状です。

教育長 他にご意見等なければ、続いて教育総務課からお願いします。
(新型コロナウイルス感染症の対応にかかわるガイドラインについて説明を行う。)

教育長 何か質問等はありませんか。

委員 2日間の休校措置が実施されましたが、休校期間について根拠があるのですか。

事務局 資料にあるように新型コロナウイルス感染症の場合の休校は、校内の消毒作業を行うための期間、感染者の行動履歴を確かめ濃厚接触者を特定するための期間となります。3日間が原則ではありますが、長久手市教育委員会と学校とで協議して、消毒は即日対応、濃厚接触者の特定も2日間あれば可能であるとの判断から2日間としました。濃厚接触者の特定ができない場合は休校期間を延長しますが、先日の休校措置の際は2日間に対応できました。

委員 濃厚接触者に特定された方は2週間の欠席となったのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 プラスチックに付着しているコロナウイルスは48時間で消滅するとの見解もあるようですので、そこから休校期間を定めているのかとも思いました。

事務局 例えば、今回も感染者の最終登校日が感染から72時間以上経過していた場合、休校措置は取らなかった可能性もあります。感染した

人が感染後、いつまで学校にいて、どのような状態であったか、保健所の指示も踏まえて決定したものです。今後、新型コロナウイルス感染症に係る休校措置を行う場合においても、状況に応じて対応は変わってくると思います。

委員 瀬戸保健所の指示に基づくのですか。

事務局 決定は市教育委員会と学校になります。しかし、濃厚接触者の特定は保健所になります。今回は保健所から濃厚接触者の特定情報提供が即日だったので3日目には学校を再開する方針としました。

子どもたちを登校させてはいけないということを最優先に考え、早急に対応をしました。市教育委員会も学校も今回のケースを次回に活かすために様々な検証を行っています。濃厚接触者は保健所が判別するのですが、その人の活動範囲が広く、大勢の人に濃厚接触の可能性があるのか、その逆であるのかによって、休校期間が定まってくるかと思っています。

委員 休校措置をとった学校の保護者からは、休校連絡のメール送信が遅かったとの声がありました。対応決定のために市教育委員会は午前7時に集合し、30分後にメール連絡を行ったとのことですが、午前7時30分では登校を始めており、保護者も出勤等で出かけてしまう時間帯に思えます。なので、午前7時には休校措置のメール連絡をいただくと良かったと思います。

教育長 冒頭のあいさつで申し上げたとおり、今回の対応を検証した結果、今後は、対応のための市教育委員会の集合時間を早めるなど、見直しを図って参ります。

他にご意見等なければ、続いて教育総務課から事業進捗状況について報告をお願いします。

(資料6に沿って説明を行う。)

委員 「勤務時間の適正化」事業において、文部科学省から提案のあった変形労働制について、各自治体が判断することとなっていますが、どのように考えていますか。

事務局 先日、尾張地区内の教育委員会の会合の際に状況を確認したところ、県教育委員会としては、市町村がどのように動いていくかを注視している段階とのことでした。一方で例えば、愛日地区の11の市町においては、いずれの市町も実施することに難しさを覚えているように思います。愛知県教育委員会の教員といえども、市町村立学校の教員の服務監督は市町村教育委員会となりますので、市町村の管理規則を変更していくことが必要になるかと思いますが、現状として進展しておりません。

今、進めようとしていることは、文部科学省から提示されている勤務時間上限目標の月45時間、年間360時間を市町村の管理規則

等に盛り込んでいくことを検討している市町がいくつかあり、それを4月から示していく意向でありました。示すということは、それまでに手立てを用意する必要がありますが、具体的に何をすればよいか、ということが難しい現状です。療養休暇者も増えているため、見かけの数字だけでなく、部活動指導を始め業務内容そのものを見直していかななくてはならないと感じています。

委員 業務改善が伴わなければ変わらないと思います。民間企業においては、障がい者雇用を活用し、清掃、コピー、封入作業等、一部の業務をアウトリーチ的に依頼し、本社の従業員の負担を軽減しています。

委員 ICT教育のタブレット端末導入について、家庭への持ち帰りがなぜ不可であるのか、保護者にはどのように説明していますか。

事務局 家庭への持ち帰りができないのではなく、持ち帰ることを視野に入れて、ソフトウェアの選定等を行っています。しかし、導入と同時に持ち帰りが可能になるかという点、ルールが整っていないこと、想定していないことが起こり得ない等の事情から、段階的に進めていくことを想定しています。

家庭でのインターネット通信環境の違い、家庭での使用による通信費の発生、また、端末はあくまでも市の備品であるため紛失や破損の懸念、市の情報端末取扱いとの整合など家庭への持ち帰りには課題が多いと思います。

委員 先月、全国の教育委員会の会合がオンライン上で開催されましたので、各所の現状を伺ったところ、持ち帰りは不可という教育委員会もあり、特に規模の大きい大阪府などは今後の課題として捉えているとのことでした。

教育長 他にご意見等なければ、この後の議第について非公開としてよろしいでしょうか。では、公開部分の教育委員会を終わります。